令和４年第　５回　５月　総　会

白井市農業委員会会議録

令和４年５月６日　開会
令和４年５月６日　閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和４年５月６日午後４時００分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会　長　　笠　井　行　雄
会長代理　　中　村　教　雄
１　番　　伊　藤　　治
２　番　　岩　井　聡　明
３　番　　今　井　幹　代
４　番　　芦　田　恵　子
５　番　　山　﨑　正　司
６　番　　山　崎　雅　巳
７　番　　海老原　　清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

２．小　松　隆　夫
３．小　林　幸　子
４．押　田　勝　巳
５．海　老　原　菊　夫
６．髙　宮　正　明
７．中　嶋　健　次
８．秋　本　善　久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

１．齊　藤　和　博

傍聴者　　２名

本日の議案は下記のとおり

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による転用許可申請について
議案第３号　令和４年度第２次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等
（1）届出等事務局長専決決裁報告について
（2）その他

６月の事前審査会、総会の日程について
・申請受付締め切り　　５月２３日月曜日
・事前審査会（案）　　５月３１日火曜日
　第２班　　午前９時から　本庁舎２階災害対策室１
・総　　会（案）　　６月　７日火曜日
　　午後４時００分から　東庁舎１階会議室１０１

午後４時００分委員定数９名中９名出席したので議長が開会を宣言した。

笠 井 会 長　　皆さん、こんにちは。
定刻になりましたので、始めさせていただきます。
本日は、大変お忙しい中、令和４年５月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。
長い連休のほうも終わりまして、気温のほうも大分暖かくなりました。
農作業のほうもこれから梨の摘果・田植え・野菜の収穫等、忙しくなると思いますので、健康には十分気をつけていただきたいと思います。
それでは、会議を始めさせていただきます。
本日の出席委員は９名により、白井市農業委員会会議規則第６条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和４年５月定例総会を開会します。
次に、本日の議事録署名人を指名します。
議事録署名者は、３番、今井幹代委員、４番、芦田恵子委員を指名します。
説明及び記録を事務局でお願いします。
これより議事に入ります。
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　事務局、大野です。

それでは、１ページを御覧ください。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第１条第１項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和４年５月６日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

１番、復字山谷の２筆です。

地目は畑。

地積は２筆合計で7,981平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は273アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転（売買）です。

２番、復字西ノ内の３筆です。

地目は畑。

地積は３筆合計で1,881.21平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は102アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転（売買）です。

３番、復字西ノ内の２筆です。

地目は畑。

地積は２筆合計で982.64平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は102アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転（売買）です。

４番、復字西ノ内の１筆の一部です。

地目は畑。

地積は1,520平方メートルのうち1,348平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は102アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転（売買）です。
続きまして、２ページを御覧ください。
５番、復字西ノ内の２筆です。
地目は畑。
地積は２筆合計で1,425.27平方メートル。
権利者は記載のとおり。
経営面積は102アール。
義務者は記載のとおり。
事由は所有権移転（売買）です。
６番、復字西ノ内の１筆です。
地目は畑。
地積は309.93平方メートル。
権利者は記載のとおり。
経営面積は102アール。
義務者は記載のとおり。
事由は所有権移転（売買）です。
以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠 井 会 長　ありがとうございます。
次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。
海老原清委員、お願いします。

海老原清委員　１班班長、海老原です。
調査報告を申し上げます。
審査資料１番を御覧ください。
当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。
申請地は、市役所から東へ0.5キロメートルに位置しております。
申請地の現状ですが、きれいに管理されております。
進入路については、市道により確保されております。
次に、農地法第３条２項の許可基準に適合するかについて報告いたします。
権利者の所有している主な農機具は、トラクター３台、耕運機１台、軽トラ２台等農機具がそろっております。
労働力は、世帯員が５人で、３人とも農業に従事しております。
年間従事日数ですけれども、300日、技術力もあります。
面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。
現在所有している農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小

させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の業務上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第３条第２項の各号に適合していないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、資料２から６番を御覧ください。

当日は、権利者本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ0.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されており、ここにハウスを３棟建てる予定です。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第３条第２項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は、トラクター２台、耕運機１台、軽トラ２台等農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が２人で、２人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですと300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農家経営規模を縮小させる減行為を行った事実はありません。

また、周辺農地における農地等の農業上の効率的にかつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第３号第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠 井 会 長　ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員　推進委員の秋本です。

今回の案件につきましては、市役所周辺の開発という部分で、今まで農業をやっていたところの場所なのですが、そこが開発に伴って、この１番から６番の権利者の該当するところで、ここがなければ、今までどおり農業をやれていたと。

ところが、ここが開発に伴ってということで、近隣に代替があるかどうかということで、幸いあったということで、そちらで今までどおり農業を行うことができるということでありますので、何ら問題ないと思います。

以上です。

笠 井 会 長　ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、採決を行います。

１番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、１番、許可することに可決します。

２番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、２番、許可することに可決します。

３番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、３番、許可することに可決します。

４番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、４番、許可することに可決します。

５番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、５番、許可することに可決します。

６番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、６番、許可することに可決します。

議案第２号　農地法第５条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事　務　局　　事務局、大野です。

それでは、３ページを御覧ください。

議案第２号　農地法第５条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第５条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和４年５月６日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

１番、復字西ノ内の１筆の一部です。

地目は畑。

地積は、1,520平方メートルのうち172.94平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者は記載のとおり。

申請事由は、転用を伴う所有権移転、農業用倉庫建設のためです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠 井 会 長　　ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

海老原清委員お願いします。

海老原清委員　　１班班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

審査資料７番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の代理人が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は、市役所より東へ0.5キロメートルに位置しております。

進入路は確保されています。

農地区分としては、10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第一種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、農業用倉庫。

現在耕作している土地は、開発に伴い売却するため、新たに代替農地を取得し、農機具を保管するための農業用倉庫を建てる計画です。

次に、一般基準ですが、本申請は農業用倉庫ということですが、申請面積は172.94

平方メートルであり、建築面積との関係についても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画であるということです。

雨水・排水については、雨水ますを新設するということです。

また、申請地は農振農用地でしたが、令和４年３月30日付で農業用施設に用途変更されています。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上です。

報告終わります。

笠 井 会 長　ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員　推進委員担当の秋本です。

今の班長さんの報告どおりで、特にありません。

笠 井 会 長　ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第２号農地法第５条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。

議案第２号　農地法第５条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第３号　令和４年度第２次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事　務　局　事務局、大野です。

それでは、４ページを御覧ください。

議案第３号　令和４年度第２次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和４年度第２次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和４年５月６日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。
５ページを御覧ください。
５ページは白井市長からの協議文になります。
続きまして、６ページを御覧ください。
令和４年度第２次農用地利用集積計画一覧表（案）。
１番、谷田字八幡下の３筆です。
地目は田。
利用設定面積は、３筆合計で695平方メートル。
種類は賃借権。
内容は水稲。
期間は５年。
賃料は記載のとおりです。
支払い方法は直接持参。
利用権を設定する者は記載のとおり。
利用権の設定を受ける者は記載のとおり。
経営面積は250アール。
更新です。
２番、谷田字耕地の２筆です。
地目は田。
利用権設定面積は、２筆合計で2,022平方メートル。
種類は賃借権。
内容は水稲。
期間は５年。
賃料は記載のとおりです。
支払い方法は直接持参。
利用権を設定する者は記載のとおりです。
利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。
経営面積は250アール。
更新です。
３番、中字砂久保の２筆です。
地目は畑。
２筆合計で2,204平方メートル。
種類は使用貸借権。
内容は普通畑。
期間は10年。

利用権を設定する者は記載のとおり。
利用権の設定を受ける者は記載のとおり。
経営面積は836アール。
更新です。
４番、中字鶴喰の１筆、砂久保の２筆です。
地目は畑。
利用権設定面積は、３筆合計で2,215平方メートル。
種類は使用貸借権。
内容は普通畑。
期間は10年。
利用権を設定する者は記載のとおり。
利用権の設定を受ける者は記載のとおり。
経営面積は836アール。
更新です。
以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠 井 会 長　ありがとうございます。
農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。
今回は更新ですので、地区担当員の補足説明もございません。
続いて、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第３号令和４年度第２次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。
承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長　賛成全員です。
議案第３号　令和４年度第２次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いします。

事　務　局　事務局、大野です。
７ページを御覧ください。
報告第１号　専決処分について。
下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第６条第６号及び第７号の規定により専

決処分したので、これを報告いたします。

令和４年５月６日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

８ページを御覧ください。

①農地法第３条の３第１項の規定による届出となります。

９ページも同じく届出でございます。

10ページを御覧ください。

②農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用の届出になります。

10ページ、11ページ、12ページ、13ページが該当いたします。

続きまして、14ページを御覧ください。

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第６項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和４年５月６日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらは、15ページ、16ページとも、合意解約の通知書になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、（２）その他、６月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切りは５月23日、月曜日。

事前審査会は５月31日、火曜日、第２班、午前９時から本庁舎２階災害対策室１。

総会は６月７日、火曜日、午後４時から東庁舎１階会議室101。

以上でございます。

笠 井 会 長　本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人